

消費税増税による「工事契約と会計」について

国は中小零細事業への対策が不十分なまま、4月から消費税が5%から8%に引き上げられようとしています。組合員の皆さまにおかれましてもさまざまな疑問点や不安があることと思います。

特に3月～4月にかけての工事に対する消費税率について以下のような疑問点はありませんか？

- ・ 3月に契約を予定している工事があり、工事完了が4月の工事があるけど消費税率は？
- ・ 建材を3月に何度か仕入れたけど、翌月の4月まとめて支払う場合の消費税率は？
- ・ 3月中に工事完了予定だったが、悪天候や建材の納入遅延など不足の事態により工期が延長となり、4月に工事が完了した。この場合の消費税率は？
- ・ 施主から3月中に契約金のみ受け取ったが、残金は4月以降に支払われる場合の消費税率は？
- ・ 契約書や領収書に貼る「収入印紙」の金額が変わると聞いたけど本当？
- ・ 増税にともない住宅関連の減税措置や助成金、給付金などはあるの？

これらの疑問点に対応するため組合では下記のとおり、講習会開催します。

当日は全建総連本部より講師を招き、これらの疑問に対して実例をあげてご説明いたします。

4月以降、お客様との間で消費税についてトラブルが発生することも予想されます。

受講料も無料となっておりますので是非、お申し込み下さい。

● ご 案 内 ●

- 日 時：平成26年3月16日（日） 午後1時30分～ 2時間程度
- 場 所：東京都建設組合 本部3階会議室 品川区中延4-7-3（地図は裏面です）
東急大井町線・都営地下鉄浅草線「中延」駅下車 徒歩1分
- 講 師：全建総連 税金対策部長 小林正和氏
- 内 容：消費税増税による工事契約で注意すべきポイント等
- 費 用：無 料 で す
- 定 員：40名（定員になり次第、締め切ります）



お申込方法：下記の申込書にご記入のうえ、（切り取らずに）FAXまたは郵送にてお申込み下さい。（お電話でも結構です）

*開催日の約1週間前に開催通知を送付いたします。

FAX 03-3785-4756 電話 03-3786-2233

お問い合わせ：技術対策部 山田まで

技術対策部 講習会「消費税増税による「工事契約と会計」について」申込書

氏 名	支 部	事 業 所 名	電 話 番 号	F A X 番 号

*切り取らずにそのまま FAX して下さい。